

議案第 2 1 号

京丹後市かぶと山虹の家条例の一部改正について

京丹後市かぶと山虹の家条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

利用者へのサービス向上、交流人口・関係人口の拡大及び都市部企業・人材の誘致を目的として、市が行うかぶと山虹の家のテレワーク環境整備に伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市かぶと山虹の家条例の一部を改正する条例

京丹後市かぶと山虹の家条例（平成１６年京丹後市条例第１８９号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第９条、第１６条関係）

施設の使用料

利用施設	区分		使用料(円)		
			昼間 (８：３０～１８：００)		夜間 (１８：００～２２：００)
			４時間未満	４時間以上	
多目的ホール	１人につき	市内利用者	３３０	６６０	６６０
		市外利用者	５５０	１，１００	１，１００
	全面	市内利用者	３，３００	６，６００	６，６００
		市外利用者	５，５００	１１，０００	１１，０００

附属設備の使用料

設備名	単位	使用料(円)
シャワー	１人１回につき	３３０

備考

- １ 市内利用者とは、市民及び市内に事業所を有する法人をいう。
- ２ 市外に所在する小学校、中学校、高等学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育目的のために利用する場合の施設の使用料は、市内利用者の使用料を適用する。
- ３ 施設の使用料は、入場料その他の料金を徴収して利用する場合は、この表に定める使用料の３倍に相当する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して３箇月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

京丹後市かぶと山虹の家条例(平成16年京丹後市条例第189号)新旧対照表

現行

京丹後市かぶと山虹の家条例

平成16年4月1日
条例第189号

本則（略）

別表(第9条、第16条関係)

施設の使用料

区分		単位	使用料		
			昼間4時間未 満	昼間4時間以上	夜間
多 目 的 ホ ール	5人まで	1回につき	500円	1,000円	1,000円
	20人まで	1回につき	1,000円	2,000円	2,000円
	50人まで	1回につき	1,500円	2,500円	2,500円
	51人以上	1回につき	2,000円	3,000円	3,000円
展示会場		1回につき	20,000円以内で市長が別に定める額		
売店等の設置		1月につき	1箇月の売上金額の25パーセント以内で市長が別に定める額		

附属設備の使用料

設備名	単位	使用料
暖房器具	1時間につき	200円
シャワー	1回につき	100円

改正案

京丹後市かぶと山虹の家条例

平成16年4月1日
条例第189号

本則（略）

別表(第9条、第16条関係)

施設の使用料

利用施設	区分		使用料(円)		
			昼間 (8:30～18:00)		夜間 (18:00～22:00)
			4時間未満	4時間以上	
多 目 的 ホ ール	1 人 に つ き	市内利用者	330	660	660
		市外利用者	550	1,100	1,100
	全 面	市内利用者	3,300	6,600	6,600
		市外利用者	5,500	11,000	11,000

附属設備の使用料

設備名	単位	使用料(円)
シャワー	1人1回につき	330

備考

1

市内利用者とは、市民及び市内に事業所を有する法人をいう。

2

市外に所在する小学校、中学校、高等学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育目的のために利用する場合の施設の使用料は、市内利用者の使用料を適用する。

3

施設の使用料は、入場料その他の料金を徴収して利用する場合は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 箇月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

利用施設	区分	使用料(円)		
		昼間 (8:30～18:00)		夜間 (18:00～22:00)
		4時間未満	4時間以上	
多目的ホール	1人につき	市内利用者	330	660
		市外利用者	550	1,100
	全面	市内利用者	3,300	6,600
		市外利用者	5,500	11,000

設備名	単位	使用料(円)
シャワー	1人1回につき	330

備考

- 市内利用者とは、市民及び市内に事業所を有する法人をいう。
- 市外に所在する小学校、中学校、高等学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育目的のために利用する場合の施設の使用料は、市内利用者の使用料を適用する。
- 施設の使用料は、入場料その他の料金を徴収して利用する場合は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 箇月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 4 年 3 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第21号
京丹後市かぶと山虹の家条例の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 **条例**
その他（ ）

《政策等の概要》	《市民参加の状況》					
令和2年度に策定したテレワーク推進戦略に基づき、都市部企業・人材の誘致、交流人口・関係人口の拡大及び将来的な定住人口の増加につなげることを目的として、広く市内のテレワーク環境の充実を図る中で、かぶと山虹の家のテレワーク環境整備に伴い、所要の改正を行うものである。	有		無		(パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)	
	《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
《政策等の必要性》	《将来にわたる効果及び経費の状況》					
かぶと山虹の家にある多目的ホールについて、テレワーク環境の機能拡充を行うことにより、複数の個人が同時に利用することが可能となるため、使用の区分、使用料及び市外の利用に関する規定を設ける必要がある。また、使用料の改正に併せて附属設備の使用料についても改正する必要がある。	(効果)					
	・市内事業者及び市民によるテレワーク等の新たな働き方の浸透 ・市内外事業者と市民の交流促進 ・都市部からの利用による交流人口及び関係人口の拡大 ・かぶと山を中心としたワーケーション等による入込客の増加及び地域活性化 (経費) 指定管理業務の追加に伴い、指定管理料を変更する。					
《提案に至るまでの経緯》	《総合計画等の整合》					
R4.2.7 例規審査委員会	総合計画 計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進			
《政策等の実施時期》	○その他の計画(該当する場合のみ)					
	計画名称	第3次京丹後市観光振興計画／京丹後市テレワーク推進戦略				
	策定年度	平成29年度／令和2年度				
	計画期間	平成30年度～令和4年度／令和3年度～令和5年度				
公布の日から起算して3箇月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	商工観光部	観光振興課	有 無 整備後イメージ図面			

かぶと山虹の家什器等配置図

